

令和7年度 羽村市小口零細企業 資金融資制度(利子補給)のご案内

1. この制度のあらまし

羽村市小口零細企業資金融資制度は、市内の小規模事業者に対し、経営に必要な資金について市が利子の一部を補助する制度です。

融資種別	運転資金	設備資金	環境配慮資金	開業資金	一本化借換資金
限度額	1,250 万円	1,250 万円	1,250 万円	1,250 万円	既存融資残高の合計と 新規融資金額の合計額
併用融資	1,250 万円				
償還期間	7 年(84 回)以内	10 年(120 回)以内	10 年(120 回)以内	7 年(84 回)以内	7 年(84 回)以内
	併用融資 7 年(84 回)以内				
償還方法	元金均等月賦返済				
据置期間	最長 6 ヶ月				
利率	1.6% (本人負担 0.8%)	1.6% (本人負担 0.8%)	1.6% (本人負担 0.32%)	1.6% (本人負担 0.8%)	1.6% (本人負担 0.8%)
利子補給	市では利用者の負担を軽減するため、金融機関に対して、0.8%の利子補給を行います。 ※ 環境配慮資金の場合は 1.28%、併用融資の場合は 0.8%				
保証料の補助	保証料の 2 分の 1、上限 150,000 円まで補助します。 ※一本化借換資金ご利用の際の、信用保証料の補助はありません。 運転資金・設備資金・開業資金のうち、東京都の制度融資の要件を満たしている場合には、都制度融資と連携が可能となり、都からの保証料補助も受けることができます。				

※融資の申込みにあたっては、金融機関、信用保証協会等の審査があります。

2. 融資の取扱金融機関

青梅信用金庫	羽村支店	042-555-3211	西武信用金庫	羽村支店	042-554-4611
	瑞穂支店	042-557-0511		小作支店	042-555-0411
多摩信用金庫	羽村支店	042-555-3111		長岡支店	042-557-2212
山梨中央銀行	羽村支店	042-555-2111	三井住友銀行	福生支店	042-552-3111
三菱UFJ銀行	立川支店	042-524-4121	飯能信用金庫	青梅東支店	0428-32-7383
きらぼし銀行	青梅支店 (多摩支社取扱い)	042-522-7104			

3. お問い合わせ先

* 取扱金融機関の融資担当窓口 * 羽村市産業振興課 042-555-1111（内線 656）

4. 融資の対象

（１）運転資金

商品・資材の仕入れ、買掛金・手形決済の支払い等、一時的に多額の資金を必要とする場合。

（２）設備資金（未着手に限る）

工場・店舗の増改築、機械類の購入、設備の設置・改善等に要する資金を必要とする場合。

（３）環境配慮資金

地球温暖化対策の推進および地域環境の改善に要する資金を必要とする場合。

（４）開業資金（含む開業後１年未満）

新たに中小企業者として事業を始めるために資金を必要とする場合。

（５）一本化借換資金

羽村市小口零細企業資金融資制度を利用して融資を受けた既存の融資残高を一本に借り換える場合、または新規融資分を上乗せして一本に借り換える場合。

※羽村市中小企業資金融資制度や都の制度融資、各行の融資等との借り換えはできません。

5. 融資申込みに必要な要件

（１）運転資金・設備資金・環境配慮資金・開業資金・一本化借換資金共通の要件

① 中小企業信用保険法第２条第３項に定める小規模企業者であること。

※常時使用する従業員の数が２０人（商業またはサービス業については５人）以下の事業所等

② 全国の保証協会の保証付融資の合計残高が１,２５０万円以下であること。

③ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること、または営む予定であること。または東京都農業信用基金協会の会員であること。

④ 東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会（以下、信用保証協会等という。）の信用保証が得られること。※東京都農業信用基金協会では開業資金は取り扱っておりません。

⑤ 市民税および固定資産税の納税義務者で、既に納期の到来した当該市税を滞納していないこと。

⑥ 融資を受ける資金を、羽村市・青梅市・昭島市・福生市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町の区域内での事業資金として充当すること。ただし、環境配慮資金にあっては、羽村市の区域内に限る。

（２）運転資金・設備資金の要件

① 市内に１年以上商業登記のある事業所を持つ法人または市内に１年以上住所および事業所を持つ個人であること。

② 融資の申込みの日現在、市内において引き続き１年以上同一事業を継続して営んでいること。

③ 車両等の購入は、事業用であることが分かるように、車体側面に社名・社章等を明示すること。

なお、切り貼り等で安易に取り外せる物は不可。

（３）環境配慮資金の要件

- ①市内に１年以上商業登記のある事業所を有する法人または市内に１年以上住所および事業所を有する個人であること。
- ②融資の申込みの日現在市内において引き続き１年以上同一事業を継続して営んでいること。

（４）開業資金の要件

- ①市内に１年以上引き続き居住し、市内でこれから事業を始めようとしている個人であること。
または、市内において開業後１年未満である個人または法人であること。
- ②許認可を必要とする事業を開業する場合は、既に許認可を取得していること。
- ③融資を受けた日から６ヶ月以内に開業できること。

（５）一本化借換資金の要件

借り換えにあたり、既に融資を受けている金融機関の同意が得られること。

６．融資申込みに必要な書類

<運転資金・設備資金・環境配慮資金・開業資金に共通に必要な書類>

- ① 羽村市小口零細企業資金融資申込書
- ② 羽村市小口零細企業資金融資実地調査書
- ③ 住民票の写し（法人については、登記事項証明書）
- ④ 直近の納期到来分の市民税および固定資産税納税証明書
- ⑤ 信用保証協会等の信用保証書の写し
- ⑥ 許認可が必要な事業については、許認可書の写し

※再融資の場合には「決定通知書または融資依頼書の写し」「借入残高証明書」（運転・設備資金）

※羽村市外への事業資金の場合には「羽村市外の事業所が確認できるもの」（運転・設備資金）

<運転資金について必要な書類>

- ①資金の利用計画書
- ②直近２年分の決算書および確定申告書の写し

<設備資金について必要な書類>

- ①工事見積書または請負契約書の写し
- ②設備、購入物のカタログ
- ③建築確認を要するものは、建築確認済証の写し
- ④直近２年分の決算書および確定申告書の写し

＜環境配慮資金について必要な書類＞

- ①環境配慮を行う事業計画書、見積書、カタログおよびパンフレット等
- ②設備の設置および改善等を行う場合は、図面および仕様書またはこれらにかわる図書
- ③建築確認を要するものは、建築確認済証の写し
- ④直近２年分の決算書および確定申告書の写し

＜開業資金について必要な書類＞

- ①事業計画書および資金計画書
- ②運転資金相当の部分は、資金利用計画書
- ③設備資金相当の部分は、設備資金について必要な書類に準じた書類

＜一本化借換資金について必要な書類＞

- ①羽村市小口零細企業資金融資申込書
- ②直近の納期到来分の市民税および固定資産税納税証明書
- ③信用保証協会等の信用保証書の写し
- ④一本化する既存の融資資金に係る残高証明書
- ⑤借換同意書の写し（複数の金融機関からの融資を一本化する場合）
- ⑥直近２年分の決算書および確定申告書の写し

7. 東京信用保証協会の保証とは

東京信用保証協会は中小企業者の方が金融機関から事業資金を借入れる場合、中小企業者の「公の保証人」となってその借入れを容易にし、金融面での事業の健全な発展を支援することを目的とした機関です。東京信用保証協会の信用保証を受けるには、日頃より経営内容を十分に把握し、帳簿等を整理しておく必要があります。

●東京信用保証協会の保証の方針は、中小企業者の信用補完を主たる目的としているので、

- ①人物の信頼性 ②資金使途・金額の妥当性 ③返済能力の有無

などを総合的に判断して決定しています。

●東京信用保証協会は、中小企業者が債務を返済できなくなった場合、その中小企業者に代わって金融機関に債務を履行します。これを代位弁済といい、代位弁済後、中小企業者は東京信用保証協会に債務を返済することとなります。

東京信用保証協会 立川支店 〒190-0012 立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5F

Tel 042-525-6621 FAX 042-525-8712

8. 融資の決定と融資の時期

融資の申込書の内容について、金融機関と市の審査が済みますと、融資の決定または却下について通知いたします。その後、融資に係る手続きが完了した時点で融資が実行されます。

9. 融資決定の取消し

次のいずれかに該当した場合には融資の決定を取消し、または既に融資した金額を直ちに返済していただきます。

- ①偽りの申込みにより融資決定を受けたとき。
- ②正当な理由がなく、借受けた資金の返済を怠ったとき。
- ③融資金を目的以外に使用したとき。
- ④融資の申込人の条件を欠くに到ったとき。

10. 次のような場合は、速やかに市および融資取扱金融機関に連絡してください。

- ①火災その他重大な事故があったとき。
- ②申込人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

11. 保証料補助・東京都制度融資との連携

東京都の制度融資の要件を満たしている場合には、都の保証料補助も受けられます。

融資種別	都制度との連携可否
運転資金	都制度〔小口〕で連携可（都保証料補助 1/2）
設備資金	
開業資金	都制度〔創業〕で連携可（都保証料補助 2/3） ※ただし、都制度〔創業支援特例〕の場合は連携不可 ※創業前にあっては、1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに会社を設立して、羽村市内で事業を始めようとする具体的計画を有していること。

繰上償還により保証協会から返戻保証料を受けた時は、補助の割合に応じた額を返還していただきます。